回　覧　令和4年11月15日（三股町）代表☎：52－1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分　類】	【No.】	【内容】
〈重　要〉	1	◆町長4期目のスタートと10月町議会（町長メッセージ㉔）
〈募　集〉	2	◆旅コン！圏域を巡るバスツアーin 三股町を開催します
〈お知らせ〉		◆今からマイナンバーカードを作ってもマイナポイント第2弾は間に合います！
	3	◆年末・年始のごみ収集についてお知らせします
	4	◆年金の日・ねんきんネットをご存知ですか？
		◆家内労働（内職）情報をお知らせします
	5	◆長田・梶山・宮村に移住・定住する人などに「奨励金」を交付しています
	6	◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています
〈保健と福祉〉	7	◆乳がん検診（集団検診）を実施します
（一般）	8	◆子宮頸部がん検診（集団検診）を実施します
〈保健と福祉〉	9	◆「障害者控除対象者認定書」交付のお知らせ
（高齢者）		◆高齢者のおむつ代の医療費控除に係る「おむつ使用証明書」交付のお知らせ

防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容　☎ 0986－51－1417
【確認ダイヤル】　☎ 0986－51－1418

※どちらの番号でも同じ内容です。

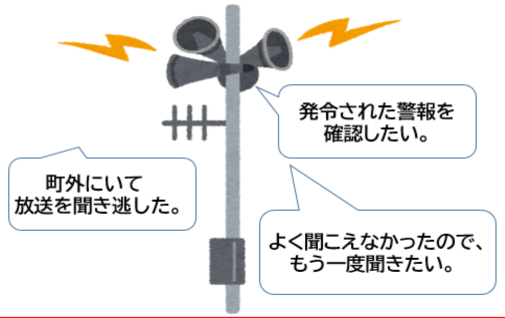

【利用上の注意】

✆ 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。

✆ 放送内容を当日のみ確認できます。

✆ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。（少し時間をおいて、かけなおしてください）

【問い合わせ】 総務課 危機管理係
☎52－1110（直通）

【分　類】	【No.】	【内容】
〈農林畜産業関連〉	10	◆12月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
	11	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相　談〉		◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	12	◆全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です
		◆台風14号なんでも無料相談
		◆「人権相談」を実施します
	13	◆「行政相談」を実施します
		◆「無料法律相談」を実施します
		◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

防犯灯が消えているときはどうしたらいいの？

防犯灯は、住宅地区の生活道路や通学路に設置されています。

住宅地区の生活道路に設置されている防犯灯は、交換用の電球を自治公民館長へお配りしているので、各地区での電球交換をお願いします。

防犯灯が消えているときは、まず各地区の支部長や自治公民館長へ連絡してください。

★お問い合わせ　総務課　危機管理係　☎：52－1110

◆町長4期目のスタートと10月町議会(町長メッセージ㉔)

10月議会は、4期目のスタートとなることから所信表明と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用予算、そして令和3年度各会計の決算承認が主な議案となりました。また、一般質問では、町長選と町議会議員選挙の投票率や台風14号の被害状況・復興対策、そして選挙公約についての質問がありました。新人議員の一般質問もあり、活発で充実した議会となったのではないかと思います。

台風14号については、梶山地区の土砂災害により1名の方がお亡くなりになりました。心からご冥福をお祈りいたします。災害状況は、道路損壊や公園の法面崩壊、農業用水路の損壊、ビニールハウスなどの農業用施設の被害、住宅や車庫などの一部損壊、そして学校・公園の倒木といった多数の被害が見られ、町では早期復旧に努めています。台風などでは、気象庁や町が発信する情報に従い、周囲に避難を呼びかけつつ自分も率先して避難する「率先避難」の心掛けが身の安全に繋がることをあらためて痛感させられました。

中学校給食費の無償化については、財源、スタート時期、小学校とのバランス、県内の状況など、多数の議員から質問がありました。財源は一般財源を基本にふるさと納税も視野に入れて予算編成を行い、公約どおり来年度からスタートしたいと考えます。小学校とのバランスは、小学生もやがて中学生となることから同じ恩恵を受けると回答しました。県内の状況は、小・中学校全額無償化が6団体、半額3団体、中学校全額無償化が1団体、一部補助と定額補助が2団体と、県内26自治体のうち12自治体(4割以上)が既に実施済みで、遅れることなく取り組みたいと答弁しました。

昨年10月1日と今年の町の人口を比較しますと、116人減少しており、平均すると毎月10人ほど減少していることとなります。この人口減は、深刻な課題と受け止めており、新たな対策が必要と考えます。中学校給食費の無償化は、中学生保護者の負担軽減にとどまらず、移住・定住先の選択肢の一つとなり、子育て世代が増えることで食事や買い物など地域活性化に貢献し、経済の好循環を生み出すものと考えます。また、住宅建設にも結び付き、固定資産税や町民税の増収にも貢献します。「子育てに優しい町」である本町にとって必要な施策と考えています。

次に、新型コロナ感染症対策およびウクライナ情勢や円安に伴う原油・物価高騰対策として、地方創生臨時交付金を活用して農畜産業の飼料価格高騰対策支援事業や医療機関・福祉事業所・保育所等物価高騰対策支援事業などの予算編成を行いました。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業
7,760万円

○飼料価格高騰対策支援金　5,270万円
配合飼料価格の高騰を受け、経営に支障が生じている畜産農家(全畜種)の負担軽減のため、町独自の飼料価格高騰対策支援金を畜産農家へ給付します。

○暖房用等燃料費高騰対策支援事業　230万円
加温機を使用する施設園芸または茶の加工を行う農家および法人に対し、燃料費を支援します。

○医療機関・福祉事業所・保育所等物価高騰対策支援事業　2,260万円
町内に住所を有する、医療機関・薬局、介護・障害福祉サービス事業所、保育所などへエネルギー・食料品価格高騰分の支援を行います。

国では、国際情勢や円安に伴う物価高騰に対し、29兆円を超える「総合経済対策」を発表しました。内容を精査し、必要な施策を国・県と連携しながら町民の皆さまの生活者支援・事業者支援に取り組んでまいります。オミクロン株対応のワクチン接種については、個別接種を10月から開始し、集団接種は11月からの実施を予定しています。今年は、インフルエンザの流行も危惧されていることから、早めの接種を勧めています。晩秋から初冬に向かいます。健康に留意しながら、皆さまのご活躍を祈念します。

令和４年11月１日　三股町長　木佐貫　辰生

募　集

◆旅コン！圏域を巡るバスツアーin 三股町を開催します

都城広域定住自立圏構想協議会では、定住自立圏域（三股町・都城市・曽於市・志布志市）の若年層の交流拡大を図るため、婚活イベントを開催します。クリスマス前のこの時期に、素敵な出会いを探してみませんか。

■日　時 ＝ 12月17日（土） 午前9時30分～午後4時30分頃
■場　所 ＝ 町役場集合
■対　象 ＝ 25歳以上40歳以内の未婚の男女
　※男性は定住自立圏域内に住んでいるまたは勤務している人
■定　員 ＝ 男女各10人
■参加費 ＝ 3,000 円（昼食・体験料などイベント諸経費を含む）
■立ち寄り予定地＝ ※天候や道路事情により立ち寄り地が変更になる可能性があります。

御年神社 ⇒ 御崎神社 ⇒ 上水園 ⇒ 上米公園 ⇒ いちご狩り ⇒ DAZZLE café stand
※昼食場所は「M' sKITCHEN 森の雫」にてランチ

※申し込み方法などの詳細は、町公式サイトでご確認ください。また、案内チラシは町役場総合窓口で配布しています。

町公式サイトはこちら

★お問い合わせは、
企画商工課 企画政策・デジタル推進係（3階 ②番窓口）
☎:52-1114（直通）にお願いします。

お知らせ

◆今からマイナンバーカードを作ってもマイナポイント第2弾は間に合います！

《 まだ申し込みをしていない人向けのお知らせです 》

①マイナポイント第2弾の対象になる人は？

・マイナンバーカードをすでに持っている人

・マイナンバーカードを作る申請を12月末までに済ませた人
※カードができるのに2カ月かかることがあります。
キャンペーンは2月末までのため、カードを作る申請は、はやめに済ませることをおすすめします。

②カードを作るためには何が必要？どうすればいい？

・QRコード付きの申請書がない人、作り方がわからない人
→町役場で「申請サポート」を行っています。
カードを作る本人が、本人確認書類（免許証や保険証など）を持って町役場のマイナンバー窓口に来てください。写真撮影および申請のお手伝いをします。

・QRコード付きの申請書を持っている人
→ご自分のスマートフォンなどを利用して申し込むことができます。

③去年 5,000 ポイントをもらった人は、もらえないの？

次の2つを申し込むことができます。
・「保険証利用設定」によるポイント（7,500円分）
・「公金受取口座登録」によるポイント（7,500円分）

★お問い合わせは、
町民保健課 戸籍住民係（1階 ③番窓口）
☎:52－9630（直通）にお願いします。

◆年末・年始のごみ収集についてお知らせします

＜ごみステーションでの収集＞

種類	［年末］（最終収集日）	［年始］
燃えるごみ	**12月30日（金）**	**1月4日（水） 特別収集**
燃えないごみ	**12月22日（木）**	**1月26日（木）**
資源ごみ （空き缶・瓶）	**12月15日（木）**	**1月19日（木）**
資源ごみ （白色トレイ・ペットボトル）	**12月8日（木）**	**1月12日（木）**

〇ごみステーションにごみを出すときは、①きちんと分別して、②指定ごみ袋に入れて、③収集日の朝8時までに出してください。
※収集日以外の日のごみ出しは、ステーション近隣の人の迷惑となりますのでご遠慮ください。

〇ごみステーションの収集最終日以降は、それぞれの搬入場所に直接持ち込んでください。（ただし、12月30日まで）

〇資源ごみは、各自治公民館のリサイクル集積所にも持ち込めます。

＜個人での搬入＞

種類・搬入場所	［年末］	［年始］
燃えるごみ 〈搬入場所〉 都城市クリーンセンター	**12月30日（金）**まで 〇午前8時30分～正午 〇午後1時～4時30分 ※ごみ処理手数料が掛かります ・家庭ごみ＝50 ㌔ごとに 250 円	**1月4日（水）**から
燃えないごみ・資源ごみ （電化製品類・金属類・空き缶・瓶・白色トレイ・ペットボトル） 〈搬入場所〉 都城市リサイクルプラザ	**12月30日（金）**まで 〇午前8時30分～正午 〇午後1時～4時30分 ・家庭ごみ＝300 ㌔以下無料 ※超える場合 20 ㌔ごとに 110 円	**1月4日（水）**から
埋立ごみ・資源ごみ （電化製品類・金属類・陶器類・ガラス類・空き缶・瓶・白色トレイ・ペットボトル） 〈搬入場所〉 一般廃棄物最終処分場	**12月30日（金）**まで 〇午前8時30分～正午 〇午後1時～4時30分 ・家庭ごみ＝300 ㌔以下無料 ※超える場合 20 ㌔ごとに 100 円	**1月4日（水）**から

〇各施設とも年末は特に混雑が予想されます。事前に分別をしっかり行って、円滑なごみ処理にご協力ください。

★お問い合わせは、
都城市クリーンセンター　☎:45－6677
都城市リサイクルプラザ　☎:36－3900
環境水道課 環境保全係　☎:52－9082（直通）
町一般廃棄物最終処分場　☎:52－5424 にお願いします。

◆年金の日・ねんきんネットをご存知ですか？

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度に対する理解を深めるための普及・啓発活動を行っています。

また11月30日は、「1130」の語呂合わせから「年金の日」となっています。「ねんきんネット」などを活用し自分の年金記録や年金見込額を確認して、老後の生活設計に思いを巡らせてみませんか。

ねんきんネットとは、パソコンやスマートフォンから自分の年金情報を手軽に確認できるサービスです。利用にはねんきんネットへの登録が必要です。

【ねんきんネットへの登録方法】

○マイナポータルからの登録
○ねんきんネットのユーザID取得

【ねんきんネットでできること】

○自分の年金記録の確認
○将来の年金見込額の試算
○「ねんきん定期便」や各種通知書の確認

その他、公的年金などの源泉徴収票、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書などの再交付申請や持ち主不明記録の検索などさまざまな機能があります。

また、マイナポータルとねんきんネットを連携するとさらに便利になります。

○社会保険料（国民年金保険料）控除証明書などの電子データの受け取り
○国民年金保険料学生納付特例などの電子申請

※詳しくは日本年金機構の公式サイトでご確認ください。

★お問い合わせは、
ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
☎:0570−058−555（専用ナビダイヤル）
☎:03−6700−1144（050 で始まる電話の場合）
にお願いします。

◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。）

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります。

令和4年10月25日現在

仕事の内容	委託地域	工　賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、都城市内（要相談）、小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、部品外観検査（キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、無料の情報提供とあっせんを行っています

都城就職相談支援センター（都城・小林地区）	
所　在　地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL／ファクス	25−0300
受　付　日	月曜～金曜（土曜、日曜、祝日は休みです）
受　付　時　間	午前9時～午後5時

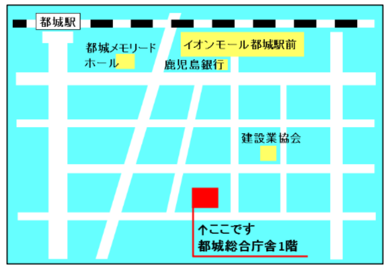

より詳しい情報は　宮崎　内職　で　検索

◆長田・梶山・宮村に移住・定住する人などに「奨励金」を交付しています

町内には将来、人口減少が心配される小学校区（長田・梶山・宮村の各小学校区）があります。町ではこうした過疎地域へ移り住む人に、4種類の「過疎地域定住促進奨励金」を交付しています。詳しい内容・条件などはお問い合わせください。

■新築・購入奨励金

●対　　象 ＝ ①～③の条件を全て満たす人

①過疎地域以外（町内外を問いません）から過疎地域へ転入・転居した人
※それまで2年以上継続して過疎地域以外に居住していた人に限ります。

② 夫婦の年齢合計が満100歳までの人

③（転入・転居してから前後1年の間に）70平方メートル以上の住宅を建築・購入した人

●交 付 額 ＝

①小学生以下を扶養：80万円　　②「①」以外：40万円

※それぞれ3年に分けて交付します。

■転入・転居奨励金

●対　　象 ＝ ①～②の条件を全て満たす人

①過疎地域以外（町内外を問いません）から過疎地域に転入・転居した人
※それまで2年以上継続して過疎地域以外に居住していた人に限ります。

② 小学生以下を扶養している人

●交 付 額 ＝

小学生以下の扶養人数が、

1人の場合：10万円　2人の場合：15万円　3人以上の場合：20万円

※それぞれ3年に分けて交付します

●注意事項 ＝

・交付を受けるには申請が必要です。
・転入・転居してから6カ月を経過しなければ申請できません。
・申請できるようになって（基準日）から、6カ月以内に申請をしてください。
・交付にはほかにも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■定住奨励金

●対　　象 ＝ ①～③の条件を全て満たす人

①過疎地域から過疎地域へ転居した人、もしくはもともと過疎地域に住んでいる人で、70平方メートル以上の住宅を新築または購入した人

②夫婦の年齢合計が満100歳までの人

③小学生以下を扶養している人

●交 付 額 ＝

1世帯につき固定資産税額相当額×3年　※交付上限額30万円（10万円／年）

●注意事項 ＝

・固定資産税の年税額を完納後に申請が必要です。
・固定資産税を初めて課税された年度の3月末日から6カ月以内に申請してください。

■長田小学校区内保育園奨励金

●対　　象 ＝ 長田小学校区内にある保育園に乳幼児を入園させ、卒園後は長田小学校への入学を予定している保護者

●交 付 額 ＝ 乳幼児1人につき　保育園利用者負担額の2分の1
交付上限額：18万円／年（1万5，000円／月）

●注意事項 ＝

・保育園利用者負担額の半年分を完納後に申請してください（年2回交付）。

注意！ 過疎地域定住促進奨励金の内容が一部変更になります。

＜変更点＞

①令和5年4月1日から宮村小学校区は、対象外とします。
※宮村小学校区は、近年人口増加の傾向にあり、当面複式学級の見込みがなくなったことから、過疎地域定住促進奨励金の対象外とします。

②令和5年4月1日から「三股町土砂災害・洪水ハザードマップ」に指定されている土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に建築された家屋は、命に危険を及ぼす土砂災害などが心配されるため対象外とします。

※①②について、令和5年3月31日までに転入・転居した場合は奨励金の対象となります。詳細は、お問い合わせください。

★お問い合わせは、
企画商工課　企画政策・デジタル推進係（3階　②番窓口）
☎：52－1114（直通）　にお願いします。

お問い合わせはこちらから

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容　＝

　高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車と中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置　＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方と後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者　＝

①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人

②町税などを滞納していない人

③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人

④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人

⑤町と都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費と補助額　＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
　補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法　＝

　「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

①見積書の写し

②申請者名義の自動車検査証の写し

③滞納のない証明書

④運転免許証の写し

⑤その他町長が必要と認める書類

★お問い合わせは、
総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52－1110(直通)
にお願いします。

◆乳がん検診（集団検診）を実施します

乳がんは、女性がかかるがんの第1位です。40歳代後半から50歳代前半が多くなります。

乳がんが原因で亡くなる女性の割合も年々増加しています。しかし、早期のうちに見つけられれば、高い確率で完治できます。早期発見のためにも定期的に乳がん検診を受診しましょう。

集団検診での受診を希望する人は、町健康管理センターにお申し込みください。

※個別検診は、乳がん検診指定医療機関にて、令和5年2月28日まで受診できます。

対象者	40歳以上の女性のうち和暦で奇数年生まれの人 （例：昭和53年・27年） ※授乳中の人は、正確な診断ができない場合がありますので、ご相談ください。
検診内容	問診・マンモグラフィ・超音波検査 マンモグラフィ ▸ 乳房のエックス線検査です。乳房をできるだけ平らに圧迫して撮影します。 超音波検査 ▸ 乳房に超音波を出す器具をあてて、乳房を観察します。 ※次に当てはまる人は安全のためにマンモグラフィ検査をご遠慮いただきます。 ①妊娠中や、妊娠の可能性がある ②ペースメーカーを装着している、V－Pシャント術を受けた、前胸部CVポートを留置している ③豊胸手術を受けたことがある

日程	①令和5年1月20日（金） ②令和5年2月1日（水） 時間：午前9時～11時、 午後1時～3時 ※30分間隔で予約を取っています。 ※1日に受診できる人数が限られていますので、必ず予約してください。 すでに予約が入っている時間帯もありますので、ご希望に添えない場合があります。 ※すでに予約をした人は再度予約する必要はありません。
場所	町健康管理センター
個人負担料金	2,400円（費用7，843円のうち、5，443円は町が負担します） ※ただし、次の①～③に当てはまる人は料金が免除になります。 ①生活保護世帯の人： 福祉課 社会福祉係で生活保護世帯である証明書の交付を受け、検診当日にお持ちください。 ②75歳以上の人：検診当日に保険証をお持ちください。 ③乳がんクーポン券の対象者 （昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生まれ）： 検診当日にクーポン券と本人確認ができる身分証明書（保険証など）をお持ちください。
その他	◎予約をした人には、検診日が近くなってから受診票一式を送付します。 ◎しこり、乳頭の湿疹、ただれなど気になる症状がある場合は、検診を待たずに医療機関を受診してください。

★申し込み・お問い合わせは、
町健康管理センター ☎：52-8481 にお願いします。

◆子宮頸部がん検診(集団検診)を実施します

本県は、子宮がんが原因で亡くなる人の割合が全国に比べて高い状況にあります。子宮がんでの死亡のリスクを減らすためにも定期的に子宮がん検診を受診しましょう。

集団検診での受診を希望する人は、町健康管理センターにお申し込みください。

※個別検診は、子宮がん検診指定医療機関にて、令和5年2月28日まで受診できます。

対象者	20歳以上の女性のうち和暦で奇数年生まれの人 (例:平成9年・昭和53年) ※妊娠中または妊娠の可能性のある人は受診できません。 ※月経中で出血量の多い人は、正確な判定ができない場合がありますので、できるだけ受診を避けてください。
検診内容	問診・視診・細胞診検査 視診 ▸子宮頸部の状態を確認します。 細胞診検査 ▸細胞採取用のブラシで子宮頸部の粘膜を軽くこすり、細胞を採取します。
日　程	① 12月6日(火)　午前のみ ②令和5年2月1日(水)　午前のみ 時間:午前９時～10時 ※1 日に受診できる人数には限りがありますので、必ず予約してください。 すでに予約が入っている時間帯もありますので、ご希望に添えない場合があります。 ※すでに予約をした人は再度予約する必要はありません。

場　所	町健康管理センター
個人負担料金	1,500円(検診費用5,036円のうち3,536円は町が負担します) ※ただし、次の①～③に当てはまる人は料金が免除になります。 ①生活保護世帯の人: 福祉課　社会福祉係で生活保護世帯である証明書の交付を受け、検診当日にお持ちください。 ②75歳以上の人:検診当日に保険証をお持ちください。 ③子宮がんクーポン券の対象者 (平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ): 検診当日にクーポン券と本人確認ができる身分証明書(保険証など)をお持ちください。
その他	◎予約をした人には、検診日が近くなってから受診票一式を送付します。 ◎月経以外に出血がある、閉経したのに出血があるなど気になる症状がある場合は、検診を待たずに医療機関を受診してください。

★申し込み・お問い合わせは、
町健康管理センター　☎:52-8481　にお願いします。

◆「障害者控除対象者認定書」交付のお知らせ

　障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者でも、町が発行する「障害者控除対象者認定書」を確定申告の際に添付することで、所得税および町・県民税の障害者控除を受けられる場合があります。対象者は、障害の程度が障害者に準ずるものとして町の要介護認定を受けている人や、要介護認定を受けていない場合でも、町の調査の結果、おおむね6カ月以上寝たきりの状態で、食事・排便などの日常生活に支障があると認められる人です。認定書の交付には申請が必要となりますので、介護高齢者係で手続きを行ってください。

※所得税および町・県民税が非課税の人は申請する必要はありません。
※要介護認定を受けている人が一律に障害者控除の対象者となるわけではありません。

★お問い合わせは、
高齢者支援課　介護高齢者係（1階　⑦番窓口）
☎：52－9062（直通）にお願いします。

◆高齢者のおむつ代の医療費控除に係る「おむつ使用証明書」交付のお知らせ

　おむつ代は、通常医療費控除の対象にはなりませんが、要介護認定を受けている人で、傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりの状態であり、医師による治療のもとで使用が必要であると認められる場合には、確定申告などで医療費として申告することができます。その場合、「医療費控除の明細書」とともに「おむつ使用証明書」もしくは「おむつ代に係る医療費控除確認書」を提出する必要があります。どちらの書類が必要となるかは、おむつ代の申告が1年目か2年目以降かで決まります。

〇おむつ代の医療費控除の申告がはじめての人
「おむつ使用証明書」
　医師が記載しますので、かかりつけの医療機関に「おむつ使用証明書」の様式をお渡しください。様式は、高齢者支援課介護高齢者係にあります。

〇おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降の人
「おむつ代に係る医療費控除確認書」
　医師による「おむつ使用証明書」の代わりに、町が保有する介護保険要介護・要支援認定に関する主治医意見書において交付要件を満たす人に対して町が交付します。交付を希望する人は、高齢者支援課介護高齢者係に様式がありますので申請してください。

★お問い合わせは、
高齢者支援課　介護高齢者係（1階　⑦番窓口）
☎：52－9062（直通）にお願いします。

農林畜産業関連

◆12月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

■12月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日　時	回収日：12月7日(水)・12月21日(水) 時　間：≪午後1時30分～3時≫ ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場　所	町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。 注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。 ※分別は、右のページの表を確認してください。
注意事項	○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない　捨てない　リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1，000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

分別が徹底されていない場合持ち込みをお断りします

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム　〈処理料金　1kgあたり11円〉

種　類	注意点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO)　〈処理料金　1kgあたり33円〉

種　類	注意点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他　〈処理料金　1kgあたり55円〉

種　類	注意点
①農ビフィルム　②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稲用育苗箱 ・農業用タンクなど	・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
☎:52－9086(直通) にお願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

昨シーズン、国内で２５事例発生した高病原性鳥インフルエンザは、今シーズンに入り、すでに４件の野鳥からの感染が確認され、発生リスクが非常に高まっています。口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《　次のことを守りましょう　》

① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎:62－5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
☎:52－9088（直通） にお願いします。

相　談

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期　日	【三股町】　12月8日（木） 【都城市】　12月23日（金）
時　間	【三股町】午後1時30分～4時30分 【都城市】午後1時～4時
場　所	【三股町】町福祉・消費生活相談センター 【都城市】消費生活センター（都城市役所本館2階）
内　容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です（個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外）。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、
マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター　☎:52－0999
都城市消費生活センター　☎:23－7154 にお願いします。

◆全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です

宮崎地方法務局と宮崎県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題専用の相談電話「女性の人権ホットライン」を設置して、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、女性の人権相談に応じています。

強化週間中は、平日の相談時間を延長し、土曜・日曜・祝日にも相談に応じますので、気軽にご相談ください。

■強化週間 ＝ 11月18日（金）～11月24日（木）

■相談受付時間 ＝ 平 日 ： 午前8時30分～午後7時
土曜・日曜・祝日 ： 午前10時～午後5時

■相談対応者 ＝ 法務局職員、人権擁護委員

■女性の人権ホットライン専用電話 ＝ 0570－070（ゼロナナゼロ）－810（ハートライン）

★お問い合わせは、
宮崎地方法務局 ☎:0985－22－5124
にお願いします。

◆台風14号なんでも無料相談

宮崎県弁護士会では、台風14号被災者支援のための一環として、電話による「台風14号なんでも無料相談」を実施します。

宮崎県弁護士会に連絡することで、相談担当弁護士が折り返しお電話します。

法律問題に限らず広く相談を受け付けますので、気軽にご相談ください。

■連 絡 先 ＝ 宮崎県弁護士会 ☎:0985－22－2466

■受付時間 ＝ 午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

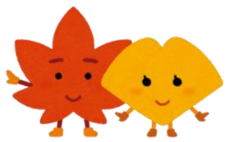

★お問い合わせは、
宮崎県弁護士会 ☎:0985－22－2466 にお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 ＝

期 日	12月1日（木）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★うぃんぐ」
相 談 員	竹之下（たけのした） 洋子（ようこ） 、 竹ノ内（たけのうち） 鈴子（すずこ） ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 ＝

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、
・特設人権相談 ＝ 総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎:52－1112（直通）
・常設人権相談 ＝ 宮崎地方法務局都城支局
☎:22－0490 にお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期　　日	12月5日（月）	12月19日（月）
相談委員	屋敷（やしき）　和久（かずひさ）	西留（にしどめ）　文夫（ふみお）
時　　間	午前10時～正午	
場　　所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。
※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。
※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、
総務課　行政係（2階　②番窓口）
☎:52－1112（直通）　にお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期　　日	12月21日（水）
時　　間	午後1時30分～4時30分
場　　所	町総合福祉センター「元気の杜」
内　　容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方　　法	相談は予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会　☎:52－1246　にお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜（祝日は除く）
時　　間	午前9時～午後5時
場　　所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会　☎:52－1246　にお願いします。